

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町 3 番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

告 示

秋田市告示第220号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定したので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により告示する。

なお、関係図面は秋田市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成29年 7 月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定する区域の所在地
檀山字長沼27番地 3 の一部および同27番地 6 の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
 - (1) 鉛及びその化合物
 - (2) 水銀及びその化合物